

## 議案第 20 号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第 3 条第 6 項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき同意を求められたため、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

別表3 第1項第1号アを次のように改める。

ア 通常料金の額

東京線（本文1 高速道路の路線名中、(2)のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町地内の区間をいう。以下同じ。）及び神奈川線（本文1 高速道路の路線名中、(1)、(2)のうち東京線を除く区間及び(3)の路線をいう。以下同じ。）の通常料金の額は、普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）及び大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車

東京線にあっては1台につき 700円

神奈川線にあっては1台につき 600円

大型車

東京線にあっては1台につき 1,400円

神奈川線にあっては1台につき 1,200円

同号イを次のように改める。

イ 特定料金(1)の額

下表左欄に掲げる路線を通行する自動車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合には、アの規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき、普通車300円、大型車600円とする。

同号イ表中東京線神奈川県道高速湾岸線欄中「〔川崎浮島ジャンクション〕の次に「（浮島出入口を含む。以下同じ。）」を加え、神奈川線神奈川県道高

速湾岸線欄中「（平成11年建設省令第38号）」の次に「（以下「建設省令」という。）を加え、川崎市道高速縦貫線欄中「〔（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。ただし、ETC車に限る。〕」を「（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで。ただし、ETC車に限る。）」に改める。

同号ウ中「神奈川県道高速湾岸線」を「ETC車のうち大型車（以下「ETC大型車」という。）が、神奈川県道高速湾岸線」に、「ETC車のうち大型車（以下「ETC大型車」という。）について」を「料金の額」に改める。

同項第2号ア(㊦)を次のように改める。

(㊦) 大型車の料金

(㊦)及び(㊩)に定める額に2を乗じて得た額とする。

同号イ(㊦)中「東京高速道路株式会社線の距離を」を「東京高速道路株式会社線を距離に」に改め、(㊦)を次のように改める。

(㊦) 消費税等の取扱い及び料金の単位

(㊦)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間のキロ程に応じた額に消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

同項第3号の見出し中「割引をする」を「割引を適用する」に改める。

同号ア中「以下」を「次」に改め、(㊦)中「社会福祉法」を「割引を適用する自動車は、社会福祉法」に、「以下のa又はb」を「次のa又はb」に、「手続きがなされた自動車」を「手続きがなされた自動車とする。」に、a及びb中「営業用自動車を除く」を「営業用自動車を除く。」に、「有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令」を「建設省令」に、「（平成17年10月1日）第2条」を「（平成20年12月1日）第3条」に改め、(㊦)中「割引率は」を削る。

同号イ中「以下」を「次」に改め、(㊦)中「ETC大型車」を「割引を適用す

る自動車は、E T C大型車とする。」に改め、(i)中「割引率は」を削り、「切り下げた額」を「切り下げた金額」に改め、(ii)中の「ただし、通常料金」を「ただし、神奈川線において通常料金」に改める。

同号ウ中「以下」を「次」に改め、(i)中「会社との契約」を「割引を適用する自動車は、会社との契約」に、「発行する者」を「発行するもの」に、「前払い」を「前払」に改め、「自動車」の次に「とする。」を加え、(i)を次のように改める。

(i) 割引率

平成18年3月31日付けで国土交通大臣から許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」別紙-21「料金の額及びその徴収期間」による料金の額（以下「現行料金の額」という。）に定めた利用可能額、前払金及び割引率を適用する。

同号エ中「以下」を「次」に改め、(i)中「E T C車」を「割引を適用する自動車は、E T C車とする。」に改め、(i)を次のように改める。

(i) 割引率

- a 下表を適用する。ただし、本割引の割引額について10円未満の端数があるときは、これを10円単位に四捨五入した額とする。

| 区分      | 時間帯       | 割引率 |
|---------|-----------|-----|
| 月曜日～土曜日 | 0時以後6時前   | 20% |
|         | 22時以後24時前 | 20% |
| 日曜日及び祝日 | 終日        | 20% |

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。

- b 日曜日及び祝日における割引率は、aに関わらず、会社が別に定める日から平成23年3月31日までの間、普通車にあつては30%とし、本割引の割引額について50円未満の端数があるときは24捨25入により5

0円単位の端数処理をした額とする。

- c 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払に支障のない範囲で、aに定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通省に届出をする。

同号オ中「以下」を「次」に改め、(7)中「E T C車のうち、」を「割引を適用する自動車は、E T C車のうち」に改め、「自動車」の次に「とする。」を加え、(4)c中「支払い」を「支払」に、「内容について変更する場合」を「内容について軽微な変更を行う場合は」に、「届出」を「届出を」に改める。

同号カを次のように改める。

カ E T C大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード（会社との契約に基づきE T Cシステム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(4) 割引率

a E T C車両単位割引

(7)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、現行料金の額に定めた月間利用金額帯及び割引率を適用する。

b E T C契約単位割引

(7)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者のaに定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し5%の割引率を適用する。

- c 機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、aに定める内容について

軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通省に届出をする。

同号キ中「以下」を「次」に改め、(7)中「E T C」を「割引を適用する自動車は、E T C」に、「車載器」を「ただし、車載器」に、「前払い」を「前払」に、「認定したものをいう。）」を「認定したものをいう。以下同じ。）」とする。」に改め、(4)中「割引率は」を削る。

同号ク中「以下」を「次」に、「支払い」を「支払」に改め、(7)中「E T C 車」を「割引を適用する自動車は、E T C 車とする。」に改め、(4)中「割引率は50%以下とし、」を削り、(6)中「届出」を「届出を」に改める。

同号ケ中「以下」を「次」に改め、(7)中「首都高速道路」を「割引を適用する自動車は、首都高速道路」に改め、(6)中「届出」を「届出を」に改める。

同号コ(7)中「受ける」を「適用する」に、「限り」を「限るものとし」に改め、(4)中「受ける」を「適用する」に改め、(6)中「大口向け頻度割引の重複適用関係は以下」を「大口・多頻度割引相互間の重複適用関係は、次」に改め、a中「R P」を削り、a及びb中「大口向け頻度割引」を「大口・多頻度割引」に改める。

第2項中「事業許可の日において」を「事業許可の日において、」に改める。

第3項第1号中「追徴」を「徴収」に改める。

同項第2号ア中「平成20年度における、会社が別に定める日以降」を「平成23年度以降における会社が別に定める日から」に改める。

## 参考資料

### 提 案 理 由

道路整備特別措置法の規定により、首都高速道路株式会社から「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更することについて、道路管理者に同意を求められたため、これに応じることについて、議会の議決を必要とするため提案する。